

命 令 書

再審査申立人 東日本旅客鉄道株式会社
再審査被申立人 国鉄労働組合
再審査被申立人 国鉄労働組合東京地方本部
再審査被申立人 国鉄労働組合東京地方本部横浜支部

主 文

- I 本件初審命令主文を次のように改める。
- 1 再審査申立人東日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という。）は、別紙目録記載の者のうち、既に同目録の中原電車区における職種の本務又は本務相当職に復帰した者及び再審査申立人組合を脱退した者を除く再審査被申立人ら所属の組合員について、改めて公正に選考し、復帰すべきものと判定した者を、同目録記載の中原電車区における職種の本務又は本務相当職に復帰させなければならない。
 - 2 会社は、上記第1項を履行するに当たり、復帰すべきものと判定した者の復帰の具体的方法、時期等について、再審査被申立人らと協議しなければならない。
 - 3 会社は、上記第1項による選考の経過、判定の結果及び選考が公正に行われたことについて、それらに用いた資料を添えて、当委員会に報告しなければならない。
 - 4 会社は、再審査被申立人所属の組合員に対し中原電車区における日勤勤務指定、特修班指定等に関し、組合員であることを理由に不利益に取り扱うこと及び再審査被申立人所属の組合員に対し脱退勧奨を行うことにより再審査被申立人の組織、運営に支配介入してはならない。
 - 5 会社は、本命令交付後、速やかに再審査被申立人らに対して、次の文書を交付しなければならない。

記

当社が、貴組合に所属する組合員に対して、中原電車区における日勤勤務指定、特修班指定等に関し、組合員であることを理由に不利益に取り扱ったこと及び貴組合に所属する組合員に対して脱退勧奨を行ったことにより貴組合の組織、運営に支配介入したことは、いずれも不当労働行為であると中央労働委員会により認定されました。

今後は、法令を遵守し、正常な労使関係の形成に努めます。

平成 年 月 日

国鉄労働組合

中央執行委員長 X 1 殿

国鉄労働組合東京地方本部

執行委員長 X 2 殿

国鉄労働組合東京地方本部横浜支部

執行委員長 X 3 殿

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役 Y 1 ㊟

6 再審査被申立人らのその余の本件各救済申立てを棄却する。

II 会社のその余の本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

1 当事者等

(1) 再審査申立人東日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という。）は、下記2の経緯で、昭和62年4月1日、日本国有鉄道改革法（以下「改革法」という。）及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（以下「鉄道会社法」という。）に基づき、改革法第11条第2項に規定する承継法人（以下「承継法人」という。）の一つとして、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）が経営していた旅客鉄道事業のうち、東日本地域（青森県から静岡県の一部までの1都16県）における事業を承継して設立された株式会社であり、肩書地に本社を置き、その従業員数は、本件初審申立時約82,000名である。

なお、会社は、首都圏の列車、電車の運行を統括する部門として、東京圏運行本部を設け、その下に現業機関として電車区、運転区等を置いている。本件中原電車区は、東京圏運行本部の下に、川崎駅と立川駅を結ぶ南武線の電車の運転とその保守及び修繕を担当する機関であり、その従業員数は、本件初審申立時約280名である。

(2) 再審査被申立人国鉄労働組合（以下「国労」という。）は、昭和62年3月31日までは国鉄の職員等によって、同年4月1日以降本件再審査審問結審時においては承継法人及び日本国有鉄道清算事業団（以下「清算事業団」という。）の職員等によって組織される労働組合であり、その組合員数は、本件初審申立時約44,000名である。

(3) 再審査被申立人国労東京地方本部（以下「東京地本」という。）は、国労の下部組織である申立外国労東日本本部の下にあり、会社の東京都を中心とした地域の職場に勤務する者等によって組織される労働組合でその組合員数は、本件初審申立時約13,000名である。

(4) 再審査被申立人東京地本横浜支部（以下、「横浜支部」という。）は、国労の下部組織で東京地本の下にあり、会社の横浜市、川崎市及びその周辺地域の職場に勤務する者等によって組織される労働組合であり、その組合員数は本件初審申立時約2,200名である。

なお、中原電車区には、横浜支部の下部組織として、中原電車区分会

(以下「分会」という。)があり、その分会員数は、本件初審申立時約130名である(以下国労、東京地本、横浜支部及び分会を総称して「組合」という。)

- (5) 国鉄時代には、国鉄職員等で組織する労働組合としては、国労のほかに、国鉄動力車労働組合(以下「動労」という。)、鉄道労働組合(以下「鉄労」という。)、全国鉄施設労働組合(以下「全施労」という。)、全国鉄動力車労働組合(以下「全動労」という。)、真国鉄労働組合(以下「真国労」という。)、昭和61年12月に結成された日本鉄道労働組合(全施労、真国労等が統合。以下「日鉄労」という。)等があったが、このうち、動労、鉄労、日鉄労等は同62年2月に全日本鉄道産業労働組合総連合会(以下「鉄道労連」という。)を結成した。また、同年2月、国労からの脱退者らによって各地方ブロック等を単位として組織されていた鉄道産業労働組合が、全国組織として日本鉄道産業労働組合総連合(以下「鉄産総連」という。)を結成した。

そして、会社には、国労のほかに上記鉄道労連に所属する東日本旅客鉄道労働組合(以下「東鉄労」という。)、鉄産総連に所属する東日本鉄道産業労働組合等の労働組合がある。また、中原電車区には、東鉄労の下部組織の分会がある。

2 国鉄改革の経緯等

- (1) 国鉄は、昭和39年度に欠損を生じて以来、経営態化の一途をたどり、同57年度には約18兆円という巨額の累積債務を抱えるに至った。

このような状況の中で、同56年3月発足した第2次臨時行政調査会(以下「臨調」という。)は、同57年7月30日、「行政改革に関する第3次答申—基本答申—」を政府に提出した。この答申には、①国鉄の分割・民営化、②再建に取り組むための推進機関(国鉄再建監理委員会)の設置、③新経営形態移行までの間緊急に講ずべき措置(職場規律の確立、新規採用の停止など11項目の実施等)が提言されていた。

- (2) 昭和58年6月10日、日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法に基づき、日本国有鉄道再建監理委員会(以下「監理委会」という。)が設置された。

また、同59年8月10日、監理委員会は、国鉄について分割・民営化の方向で再建の具体策を検討する必要があるとし、私鉄並みの生産性及び要員配置、地方交通線廃止等を内容とする「第2次緊急提言」を政府に提出した。

さらに、同60年7月26日、監理委員会は、「国鉄改革に関する意見—鉄道の未来を拓くために—」と題する最終答申(以下「監理委員会答申」という。)を政府に提出した、この答申によると、同62年4月1日を期して行われる国鉄改革の具体的方法は、(①国鉄の旅客鉄道部門を北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州の6旅客鉄道会社に分割するとともに、②同62年度における旅客鉄道事業を遂行するための適正要員規模を

158,000名とみて、これにバス事業、貨物部門、研究所等で必要な25,000名を加えて、全体の適正要員規模を183,000名と推計し、さらに6旅客鉄道会社の適正要員の2割程度の約32,000名を上乗せして、新事業体発足の要員規模を215,000名とする等であった。

- (3) 政府は、昭和60年10月11日、監理委員会答申に沿った「国鉄改革のための基本方針」を決定した。また、政府が国会に提出した国鉄職員の希望退職制度を主な内容とする、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和61年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(以下「61年緊急措置法」という。)が同61年5月21日に、改革法等国鉄改革に関連する8法が同年11月28日に、それぞれ成立した。

同年12月4日、運輸大臣は、鉄道会社法附則第2条第1項に規定する設立委員として、6旅客鉄道会社及び貨物鉄道会社(これら7法人を総称して、以下「鉄道会社」という。)に共通する16名及び各会社ごとに2名ないし5名を任命した。

- (4) 昭和61年12月11日、鉄道会社合同の第1回設立委員会が開催され、「国鉄改革のスケジュール」が確認され、「新会社の職員の労働条件についての基本的な考え方」及び各会社の採用基準が決定された。

- (5) 昭和61年12月16日、政府は、改革法第19条第1項に基づき、「日本国有鉄道の事業等の引継ぎ並びに権利及び義務の承継等に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)を閣議決定し、この中で国鉄の職員のうち承継法人の職員となるものの総数及び承継法人ごとの数を定めた。それによると、承継法人全体の職員数は、監理委員会答申と同じ215,000名であり、会社の場合、89,540名とされた。

- (6) 昭和61年12月19日、鉄道会社合同の第2回設立委員会が開催され、鉄道会社における職員の就業の場所、従事すべき業務等「労働条件」の細部が決定され、上記採用基準とともに国鉄に提示された。

- (7) 昭和61年12月24日、国鉄は、上記(4)の採用基準に該当しないことが明白な者を除く職員約230,400名に対し、承継法人の労働条件と採用基準を記載した書面及び承継法人の職員となる意思を表明する意思確認書の用紙を配付し、同62年1月7日正午までに提出するよう示達した。

同日までに意思確認書を提出した国鉄職員は227,600名で、そのうち承継法人希望者数は219,340名であった。

- (8) 昭和62年2月7日、国鉄は、鉄道会社の採用候補者名簿を各鉄道会社の設立委員会に提出した。

全承継法人の採用候補者名簿に登載された職員数は、205,586名で、このうち、会社の採用候補者名簿に登載された職員数は84,343名で、基本計画の職員数を5,197名下回るものであった。

- (9) 昭和62年2月12日、鉄道会社合同の第3回設立委員会が開催され、国鉄が提出した上記採用候補者名簿に登載された者全員を各鉄道会社に採用することが決定され、採用を決定した者(以下「採用予定者」という。)

に対し、国鉄を通じて、各設立委員会委員長名で同日付けの「採用通知」を交付した。

- (10) 昭和62年3月上旬、国鉄は、退職者の補充等とともに、新事業体への円滑な運営の移行に向けて人事異動を行った。この異動においては、各旅客鉄道会社の適正要員に上乘せして採用された余剰人員を有効活用するために、運転系統等から事業部等他業務への配属発令が同時に行われた。

なお、上記人事異動は、中原電車区を含む一部事業場では行われなかった。

- (11) 昭和62年3月16日以降、上記の採用予定者には、各設立委員会委員長名による同年4月1日付けでの所属、勤務箇所、職名、等級、賃金を記載した通知書が国鉄を通じて交付された。
- (12) 昭和62年3月23日から25日にかけて、各鉄道会社の創立総会が開催され（会社については、同月23日）、役員を選任等が行われた。会社についてみると、常勤役員17名のうち11名が国鉄の役員又は管理職であった者である。
- (13) 昭和62年4月1日付けで会社の中原電車区の区長となったY2（以下「Y2区長」という。）は、同61年2月に国鉄当時の中原電車区（以下国鉄当時の中原電車区及び会社発足後の中原電車区を総称して「中原電車区」という。）の区長となり、会社発足後も同63年3月15日まで、その職にあった。また、下記4の(4)の分会員に対する言動を行った助役のうち、同区区長の業務を全般的に補佐する助役であったY3首席助役（以下「Y3首席助役」という。）は、同59年3月に助役となった後、同60年3月に同区の首席助役となり、会社発足後も同区の首席助役の職にあった。また、同区の検修部門の助役であったY4検修助役（以下「Y4検修助役」という。）は、同年3月に同区の検修助役となり、会社発足後も同区の検修助役の職にあった。

3 国鉄及び中原電車区における労使関係

- (1) 昭和57年初め頃、いわゆる「ヤミ手当」支給問題をはじめとして国鉄の職場規律に乱れがあると新聞等で度々取り上げられたことや臨調の指摘もあり、職場規律の確立が問題とされるようになった。

国鉄は、運輸大臣の指示を受けて、同年3月5日、国鉄総裁通達をもって各機関の長に対して、いわゆるヤミ協定、勤務時間中の組合活動、リボン・ワッペンを着用、呼名点呼、安全帽の着用、突発休、現場協議制度の運用実態等約60項目にわたる職場規律の総点検（以下「総点検」という。）を同月末日までに実施するよう指示した。

これに対し、国労、動労、全施労及び全動労は、同月9日、国鉄再建問題4組合共闘会議を結成し、総点検に抗議した。

- (2) 国鉄と国労の間には、昭和43年に締結した現場協議協約があり、同協約に基づき、職場における諸問題を国労の各分会と現場の責任者との間

で協議していた。しかし、同57年7月19日、国鉄は、上記総点検の結果、国労並びに同様の協約を有する全動労、動労、鉄労及び全施労（動労、鉄労及び全施労の3組合を、以下「動労ら」という。）に対して、協約の改定案を提示し、同年11月30日までに交渉がまとまらなければ協約を破棄すると通告した。動労らは、改定案を受け入れて、同月30日、現場協議協約を締結した。他方、国労及び全動労は、改定案に反対し、結局妥結に至らず、同年12月1日以降、両組合については現場協議協約は失効した。

- (3) 国鉄は、昭和57年以降毎年2回、同60年9月まで8次にわたって総点検を実施し、これによっていわゆる「ヤミ手当」等の慣行は除々に解消したが、総点検の実施過程の中で、国労組合員と現場管理者間で対立した状況が発生した。

その一例として、国鉄では、従来検修職場等において就業時間終了の30分前から入浴が行われていたが、同58年初め頃、国鉄はこれを禁止する措置をとった。これに対し、国労は、数次にわたり時間内入浴闘争を行い、現場管理職による風呂場の施錠、風呂場への立入り阻止の行動等により、国労組合員と現場管理者とが対立した事業場があった。中原電車区においても、現場管理者による風呂場の施錠等の措置により、分会員と現場管理者との間でにらみ合いや押し問答等の事態が発生し、就業時間内に入浴禁止の指示に従わなかったことを理由に戒告処分等を受けた分会員がいた。

さらに、国労が分割・民営化に反対する運動の中で、同60年4月から8月までワッペン着用等を行ったことに対し、国鉄は、下記(3)のとおり同年9月11日、約59,200名の処分を行った。中原電車区においても、上記の期間に、分会員らが現場管理者の取外しの指示に従わずワッペンを着用して就労したため、訓告処分を受けた分会員がいた。

また、国鉄が出勤時の点呼時刻を午前8時40分から8時30分としたこと（以下このことを「出勤即点呼」という。）に対し、国労はこれに抗議して、同60年9月から同10月にかけて、出勤即点呼闘争を行った。この闘争は、中原電車区においても行われ、その結果、点呼に従わなかったことを理由に、同61年2月20日頃、戒告又は訓告処分を受けた分会員がいた。

- (4) 国鉄においては、昭和59年2月のダイヤ改正等に伴う合理化により、同年4月1日当時で約24,500名の余剰人員が生じた。そこで、国鉄は、同年6月5日、①退職制度の見直し、②休職制度の改定・拡充、③派遣制度の拡充という3項目を含む余剰人員調整策を発表し、同年7月10日、その細目を各組合に提示した。これに対し、動労らは、「退職制度」、「休職制度」及び「派遣制度」に関する協定を締結したが、国労は、国鉄の提案は事実上の首切りにつながるとして反対した。

国鉄は、同59年10月11日、国労に対し、同46年3月2日に国労との間

で締結された「雇用の安定等に関する協約」（以下「雇用安定協約」という。）を同60年1月11日をもって破棄すると通告した。しかし、国鉄と国労は、公共企業体等労働委員会の仲裁裁定に基づき、雇用安定協約について、有効期間を同年11月30日までとする「覚書」を締結するとともに、「退職制度」、「休職制度」及び「派遣制度」に関する協定を締結して、余剰人員調整策をめぐる問題は一応の決着をみた。

- (5) ところが、国労組合員は、国鉄が派遣、休職等を事実上強要しているとして、全国各地で「やめない、休まない、出向かない」という、いわゆる「3ない運動」を展開した。そこで国鉄は、昭和60年5月25日、国労に対し、このような指導を中止するよう申し入れた。さらに、国鉄は、その後も国労の地方本部大会等において「3ない運動」を進める方針がとられているとして、国労に対して、同年10月24日付け文書で、「3ない運動」の中止を指導せず余剰人員調整策に非協力的な態度を続けるなら、雇用安定協約を再締結することにはならない旨を申し入れた。国労は、同年11月19日からの拡大中央委員会において、上記(4)の協定による派遣等のための募集行為を妨げないこと及び本人の自由な意思表示を妨げないことを決定した。しかし、同月30日、国鉄は、国労組合員が職場で上記(4)の協定に定めているように対応していないとして、国労に「雇用安定協約の継続締結はできない。」旨を通告し、これにより、同年12月1日以降国労との間の同協約は失効した。

なお、国鉄は、動労らとの間では同日以降も雇用安定に関する協約を継続して締結した。

- (6) 昭和60年12月11日、国鉄は、同61年度の転職希望者を把握するため、進路希望アンケート調査を実施すると発表した。同月25日、国労は、組合員に対し、アンケート用紙に「私は分割・民営に反対です。引き続き国鉄で働くことを希望します。」と記載する旨の闘争指令を行った。このため、国労組合員の中には希望順位欄を空白にしたまま、上記のような文言を記載してこれを提出した者がいた。中原電車区においても、空白にしたまま提出した分会員がいた。
- (7) 昭和61年1月13日、国鉄は、各組合に対し、労使共同宣言の案を示して、同意するよう要請した。その内容は、「国鉄改革が成し遂げられるまでの間、労使は、信頼関係を基礎として、以下の項目について一致協力して取り組むことを宣言する。」として、①労使は安全輸送のため諸法規を遵守する、②リボン・ワッペン不着用、氏名札の着用等定められた服装を整える、③必要な合理化は労使が一致協力して積極的に推進し、新しい事業運営の体制を確立する、④余剰人員対策について、派遣制度、退職勧奨等を積極的に推進する等の項目を挙げていた。

これに対し、同日、動労らは、同宣言に調印した。

しかし、国労は、提案の仕方が唐突である等としてこれを受け取らず、同月16日、同提案は、労働運動、ストライキ権を否認し、労働組合に事

実上分割・民営化の容認を求めるもので拒否するほかない、との見解を
発表し、調印を拒否した。

- (8) 昭和61年3月4日、国鉄は、各組合に対し、国鉄改革により生ずる余
剰人員の雇用の場が地域的に偏在するため雇用の場に見合った職員配置
を行う必要があるとして、いわゆる広域異動の提案をした。その内容は、
第1陣として北海道地区から約2,500名の職員を東京、名古屋地区中心に、
九州地区から約900名の職員を大阪地区中心に異動させる等とするもので
あった。これに対し、国労は団体交渉で解決すべきことを主張したが、
動労らは、同月14日、第1陣の広域異動について了解し、国鉄は同月20
日から広域異動の募集を開始した。

さらに、国鉄は、同年8月11日に第2陣の広域異動を各組合に提案し、
動労らとの了解のもとに同月25日から募集を開始した。国労は、広域異
動に関して団体交渉を開催するよう求め、広域異動の一方的実施に抗議
して、ワッペン着用闘争を実施した。

国鉄は、同年12月までの間に、合計3,818名の職員の広域異動を行った。
そのうち、国労組合員は653名であり、動労組合員は1,791名、鉄労組合
員は561名、全施労組合員は69名であった。

東京地区には、第1陣では北海道地区から1,088名、九州地区から59
名、新潟鉄道管理局ほか5鉄道管理局から606名が転入した。

なお、中原電車区においては、同年5月から11月の間に、北海道地区
及び新潟鉄道管理局から運転士27名、検修職21名、事務係1名の計49名
が転入した。

これら49名の広域異動者のうち、運転士の場合、気動車や機関車の運
転士であった者が多く、このため電車運転士への転換教育が行われた。
また、検修職の場合、電車の検修経験のない者に対し、中原電中区の検
修職のうちの経験豊かな者による教育が行われた。なお、この教育を行
った者の中には、下記7の(2)のとおり特修班に指定された分会員が含ま
れていた。

- (9) 昭和61年3月5日、国鉄は、上記(3)の8次にわたる総点検の成果を取
りまとめ、今後の職員管理に活用することを目的に、職員の勤務状況、
意識、意欲に焦点を当てた全国統一様式の「職員管理調書」を作成する
よう各鉄道管理局長等あてに通達し、管理職及び退職前提体職者を除き
同年4月2日現在の一般職員約25万名を対象にこれを実施した。

職員管理調書の調査対象期間は、同58年4月1日から同61年3月31日
までの3年間とし、調査項目は、「基本事項」、「特記事項」、「評定事項」
の3つに区分されていた。特記事項には、一般処分及び労働処分の内容・
回数、表彰の種類・回数、派遣の実績等の項目があった。また、評定事
項には、①業務知識、技能等のほかに、②職場の秩序を乱す行為（点呼
妨害、体操不参加、管理者への暴言等を含む）の有無、③リボン、ワッ
ペン、氏名札、安全帽、あご紐、ネクタイ等について、指導された服装

をしているか、指導されたらそれに従うか否か、④勤務時間中の組合活動の有無、⑤国鉄の厳しい現状を認識し、業務に取り組んでいるか、等の項目があった。

なお、職員管理調書の第1次評定者は、その職員の所属する現場の管理者である区長、駅長等であり、その評定結果に基づいて、国鉄の他方機関等の人事課が最終決定した。

- (10) 国鉄は、61年緊急措置法に基づき20,000名を目標に希望退職の募集を昭和61年6月30日から開始した。希望退職に応募した職員は最終的に約39,000名にのぼり、同62年3月末日までに全員退職した。

- (11) 昭和61年7月1日、国鉄は、余剰人員の有効活用を図るとして全国1,010か所に人材活用センターを設置した。

同年11月1日当時の人材活用センターの設置箇所は1,547か所、同センターに担務指定されていた職員は、一般職員18,882名、管理職員2,188名の計21,070名であり、その約80パーセントが国労組合員（当時の国労の組織率は約50パーセント）であった。

なお、中原電車区では、執行委員及び青年部役員計6名を含む分会員9名が八王子機関区人材活用センターに担務指定された。同センターには合計40名が担務指定されたが、全員が国労組合員であった。

- (12) 昭和61年7月18日、動労ら及び真国労の4組合は、「国鉄改革労働組合協議会」（以下「改革労協」という。）を結成し、同月30日には国鉄とともに「国鉄改革労使協議会」を設置した。

同年8月27日、国鉄と改革労協は、「第2次労使共同宣言」に調印した。その内容は、①鉄道事業のあるべき方向として、民営・分割による国鉄改革を基本とするほかはない、②改革労協は鉄道事業の健全な経営が定着するまでは争議権の行使を自粛する、③企業人としての自覚を有し、向上心と意欲にあふれる望ましい職員像へ向けて労使が指導を徹底する等であった。

同日、国労は、「国鉄改革、再建の必要性を十分認識しているが、同時にその過程で職員の雇用を完全に確保することが最大の使命であると考えている。」旨の見解を発表し、第2次労使共同宣言の調印に応じなかった。

- (13) 国労は、臨調答申において、国鉄の分割・民営化の方針が発表された昭和57年ころから、一貫して国鉄の分割・民営化に反対したほか、余剰人員調整策、広域異動の提案に反対して、断続的にストライキ、順法闘争を行い、また、ワッペン着用闘争を行った。

これに対して、国鉄は、国労の行ったストライキ、順法闘争等に参加した国労組合員について、同59年に数度の処分を行ったほか、①同60年9月11日に、国鉄分割・民営化に反対して行ったワッペン着用及び氏名札の不着用を理由に約59,200名の処分を、②同年10月5日に、年金法改悪反対を掲げて同年3月19日に行ったストライキ（29分）及び監理委員

会答申に抗議し、国鉄分割・民営化阻止を掲げて同年8月5日に行ったストライキ（1時間）に参加したこと等を理由に約64,130名の処分を、③同61年5月30日に、国鉄分割・民営化反対のワッペンを着用したことを理由に約29,000名の処分をそれぞれ行った。

なお、動労がストライキ等の闘争を実施したのは同57年12月までであり、それに関する処分が同58年3月に行われ、上記(9)の職員管理調書の調査対象期間である同年4月以降は、動労の指令による組合活動で処分通告を受けた動労組合員はいなかった。

- (14) ところで、国労は、昭和61年7月22日から開催した定期大会（千葉大会）では、「雇用確保と組織維持のため、現実的に大胆な対応を行う。」との執行部提案に対して修正案が提出されるなど意見が対立したが、同年9月30日に開催された中央闘争委員会においては、労使共同宣言締結の意思を明らかにした「当面する情勢に対する緊急方針」（以下「緊急方針」という。）が決定された。

これを受けて同年10月9日から開催された臨時大会（修善寺大会）においては、この緊急方針は否決され、「分割・民営化は90,000人の首切りを意味し、労使共同宣言は、労組自身が当局とともに選別・差別・合理化を推進することだ。」として、国労は、従来どおり分割・民営化反対の立場を維持することとした。この結果、X4中央執行委員長（以下「X4委員長」という。）ら執行部は総退陣し、新執行部が選出された。

4 国労をめぐる国鉄及び会社の幹部等の言動

国鉄当時には国鉄改革の諸施策を推進する政府及び国鉄に、会社発足後は会社に協力的な姿勢をとる動労等の各労働組合と、国鉄改革に反対した国労らの労働組合が併存する労使関係の下において、国鉄及び会社の幹部等は次のような言動をした。

- (1) 昭和61年5月21日、動労東京地方本部の会議において、国鉄本社のY5職員局次長（以下「Y5次長」という。）は、国鉄改革問題に触れ、「・・・私はこれから、X4の腹をブンなぐってやろうと思っています。みんなを不幸にし、道連れにされないようにやっていかなければならないと思うんでありますが、不当労働行為をやれば法律で禁示されていますので、私は不当労働行為をやらないという時点で、つまり、やらないということは、うまくやるということでありまして・・・」との趣旨を述べた。
- (2) 昭和62年6月上旬頃の管理職に対する研修会で、会社のY1常務取締役（以下「Y1常務」という。）は、会社の労務政策について、「・・・会社にとって必要な社員、必要でない社員の峻別は絶対に必要なのだ。会社の方針派と反対派が存在する限り、特に東日本は別格だが、穏やかな労務政策をとる考えはない。反対派は峻別し、断固として排除する・・・」との趣旨を含む話をした。
- (3) 昭和62年8月6日、東鉄労の第2回定期大会において、会社のY6代表取締役社長の（以下「Y6社長」という。）は、「・・・今後も皆さん

方と手を携えてやっていきたいと思いますが、そのための形としては一企業一組合というのが望ましいことはいうまでもありません。残念なことは、今一企業一組合という姿でなく東鉄労以外にも二つの組合があり、その中には今なお民営分割反対を叫んでいる時代錯誤の組合もあります。・・・そういう人たちの考え方は形を変えた親方日の丸意識ではないかと思います。・・・」、「・・・皆さんにお願いしたいのは、このような迷える小羊を救ってやって頂きたい、皆さんがこういう人たちに呼びかけ、話し合い、説得し、皆さんの仲間に入れて頂きたい・・・」との趣旨を含む挨拶をした。

(4) 昭和62年11月末頃、中原電車区の主任会議において、Y2区長は、同63年1月から要員配置の見直しに伴う大幅な人事異動がある旨発表した。同会議には、車両技術主任である別紙目録記載21のX5（以下「No.21 X5」という。）が出席していた。その後、同人は、Y7検修助役からは、「会社の方針に従えない人は不要だ。」、「組合の一本化が会社の繁栄につながり、ひいては社員、家族の幸せになる。」、「12月のボーナス5パーセントアップは、組合異動の期待も入っている。」、また、Y4検修助役からは、「今は増収・提案・小集団などはもう古い、組合を変えるだけだ。」、さらに、Y3首席助役からは、「国労の方針は時代遅れで、会社の方針がすべてであり、会社に楯突く人は不要で除外される、今は民営になったのであるから会社の方針はすべてである、将来の保証はない。」と言われた。

(5) 昭和62年12月頃、中原電車区技術管理室の主任である別紙目録記載22のX6（以下「No.22 X6」という。）が業務終了後帰宅支度をしていたところ、Y7検修助役から、「来年1月から特修へ行ってもらうしかない。」と言われたので、同人が「自分が国労にいるからか。」と尋ねたところ、同助役は「はっきりそうだと言うと不当労働行為になるので言えない。」と述べた。さらに、同人が「今さら組合は変わらない。」と答えたところ、同助役は、「そうだろうな、来年から特修でいい。」と述べた。

なお、No.21 X5及びNo.22 X6は、翌年1月1日にY2区長から検修職から特修班に指定された。

5 昭和61年度における分会執行部体制等

分会役員は、分会長1名、副分会長2名、書記長1名、執行委員7名、特別執行委員（分会の上部機関の大会に出席するが、分会執行部内での議決権はない。）4名、会計監査2名の計17名で構成されており、その他に、部長1名、副部長2名、書記長1名、執行委員7名の計11名で構成される青年部があった。

なお、分会の昭和61年度（同61年7月1日から同62年6月30日まで）の執行部等の役員で、本件の日勤勤務・特修班等に関わる者は、次表のとおりであった。

役職名	氏名
-----	----

分会長	別紙目録記載	2 X 7 (以下「No. 2 X 7」という。)
副分会長	同	3 X 8 (以下「No. 3 X 8」という。)
同	同	15 X 9 (以下「No. 15 X 9」という。)
書記長	同	13 X 10 (以下「No. 13 X 10」という。)
執行委員	同	17 X 11 (以下「No. 17 X 11」という。)
同	同	19 X 12 (以下「No. 19 X 12」という。)
特別執行委員	同	1 X 13 (以下「No. 1 X 13」という。)
同	同	9 X 14 (以下「No. 9 X 14」という。)
同	同	16 X 15 (以下「No. 16 X 15」という。)
会計監査	同	18 X 16 (以下「No. 18 X 16」という。)
青年部副部長	同	10 X 17 (以下「No. 10 X 17」という。)
青年部執行委員	同	5 X 18 (以下「No. 5 X 18」という。)
同	同	6 X 19 (以下「No. 6 X 19」という。)
同	同	7 X 20 (以下「No. 7 X 20」という。)

なお、会社は、これらの分会役員ら多くの者に対し、下記のとおり日勤勤務又は特修班に指定した後、中原電車区外への配転等を行った。その結果、分会では職場集会や執行委員会等の組合活動に支障をきたすことがあった。

6 昭和62年4月及び5月当時の電車運転士の日勤勤務への指定及び検修職の特修班への指定等

(1) 電車運転士の日勤勤務への指定等

イ 国鉄当時の電車運転士の勤務形態

- (イ) 昭和60年のダイヤ改正以前における中原電車区の運転関係職場では、電車運転士については1か月間の乗務予定を定められて勤務する交番勤務と交番勤務者が休暇等で欠けた場合に代替要員等として勤務する予備勤務があり、これら交番勤務と予備勤務（以下これら

を「運転本務」と総称する。)への指定の運用は、一定のローテーションにより行われていた。

- (ロ) 中原電車区の運転関係職場では、昭和60年のダイヤ改正に伴う勤務体制の変更により、余剰人員が生じ、従来のローテーション方式から交番勤務と予備勤務をある程度固定して指定する運用に変更された。そして、このような指定の方法は、会社発足後も継続されていた。

同年のダイヤ改正以降の分会員と動労所属組合員の交番勤務及び予備勤務の指定の方法をみると、概ね分会員は1か月から2か月間で交番勤務と予備勤務を繰り返しているのに対し、動労所属組合員は数か月間連続した交番勤務と1か月間の予備勤務を繰り返す指定が行われていた。

なお、運転士の間では、交番勤務は、1か月間の勤務予定が定まっているので自分の予定がたてやすく、また、実際に乗務する回数が少ない予備勤務に比べて乗務員手当等が多く支給されることから、予備勤務より生活上及び手当の面において、有利であると評価されていた。

ロ 電車運転士の日勤勤務への指定

- (イ) 会社は、中原電車区の運転関係職場において、昭和62年4月1日以降、従来の交番勤務及び予備勤務に加え新たに余剰人員対策のため日勤勤務を設けた。その勤務形態は、運転本務に従事せず、同区区長が業務の内容を指示して行わせるもので、具体的な業務内容は下記ハのとおりである。また、これらへの指定は、区長が原則として毎月25日頃に翌月の勤務割表を提示して、翌月1日から行っていた。No. 1 X13からNo. 9 X14までは、昭和62年4月1日から日勤勤務に従事していた。

中原電車区では、同年4月1日当時、174名の電車運転士がおり、その標準数は130名とされ、44名が余剰人員であった。

- (ロ) Y2区長は、同年5月1日にNo. 10 X17を、日勤勤務に指定した。また、同区長は、同年5月20日、同日付けで東所沢電車区の運転士から中原電車区に転勤してきた別紙目録記載11 X21（以下「No. 11 X21」という。）を、下記ハ認定の「クリーンアップ作業」に従事させるため、転勤と同時に日勤勤務に指定した。No. 1 X13からNo. 11 X21までの日勤勤務への被指定者は、全員国労組合員であった（以下これらの者を「本件日勤勤務者」という。）。

なお、本件日勤勤務者に対しては、上記2の(イ)のとおり、同年3月16日以降、設立委員長名による同年4月1日付けでの会社の勤務箇所、職名等の通知がなされていた。その通知の内容は、国鉄当時の職名等を会社の職名等に読み替えたものであったが、No. 1 X13からNo. 10 X17までについては、いずれも「中原電車区運転士」と

なっていた。また、No. 11 X 21については、「東所沢電車区運転士」となっていた。

ハ 本件日勤勤務者の業務内容等

本件日勤勤務者がY 2 区長から指示された業務内容は、昭和62年4月1日から同年5月19日までは詰所とは別の会議室に集められて行う電車運転業務等に関する所規定の自習、資料の作成等であった。また、同月20日からはいわゆる「クリーンアップ作業」として、車両の天井掃除、扇風機・整風板の掃除、網棚や支え棒の雑巾がけ等であった。

同年6月12日、「クリーンアップ作業」は中止となり、本件日勤勤務者は、新たに同区長から定期券販売のコンピューター入力用のコード付け作業（コーディング作業）を命じられ、コード用紙に会社コード、名前、性別、生年月日、乗車区間、駅コード等の記入を行った。

なお、同区長は、同年4月6日から、No. 1 X 13からNo. 9 X 14までの各人を個別に区長室に呼び出して面談を行った。その際、同区長は同人らに対し、「新会社になって気持ちが変わったか。」、「転勤希望はないか。」等と質問した。

同区長による別紙目録記載4 X 22（以下「No. 4 X 22」という。）の面談の際、同人が同区長に対し、「本線に戻るには国労から動労に移ればよいのか。」と述べたところ、同席していたY 8 指導助役は、「X 22 君には期待している、長沼で遮光カーテンを開けてくれた、だから期待している。」と述べ、同区長も「そうしてもらえばいいけど。」と述べた。

なお、個別面談は、上記の者のほかは、別紙目録記載12 X 23（以下「No. 12 X 23」という。）からNo. 18 X 16までの特修班被指定者及びNo. 19 X 12のみについて行われた。

ニ 本件日勤勤務者及び国労脱退者で昭和62年4月1日に運転本務に指定された者の処分内容等

(イ) Y 2 区長は、日勤勤務に指定する者の人選に当たり、処分内容（同60年3月以降）及び勤務態度（同58年以降）を主として参考にしたとするので、これらに関し、本件日勤勤務者の状況をみると次のとおりである。

まず処分の内容についてみると、最も多く処分を受けた者は、分会長のNo. 2 X 7（戒告5回、減給1回、訓告2回）であり、最も少ない処分を受けた者は、No. 11 X 21の訓告1回であり、No. 5 X 18、No. 7 X 20及び別紙目録記載8 X 24（以下「No. 8 X 24」という。）はそれぞれ訓告2回の処分を受けている。一方、No. 6 X 19は全く処分を受けていない。これらの処分の多くは、上記3の(3)の国鉄の分割・民営化に反対して行ったワッペン着用及び出勤即点呼闘争並びに同(13)の③の国鉄の分割・民営化反対のワッペン着用に関してなされたものであった。

また、勤務態度に関しては、厳重注意等を受けているが、その理由についてみると、主なものは、会社の指示に反して日中における運転中運転席と客室間の遮光カーテンを開放しなかったこと、出勤即点呼を拒否したこと、就業時間外であったが抗議のために区長室に押しかけ、退去命令に従わなかったこと、あるいは勤務中にネクタイを着用しなかったことや服装の乱れ等であった。

- (ロ) 一方、上記と同様の時期に、処分あるいは勤務態度に関し厳重注意等を受けたが、その後国労を脱退し同62年4月1日に運転本務に指定された者が約10名存在する。

まずこれらの者の処分の内容についてみると、概ね2回程度の訓告であり、その理由は上記本件日勤勤務者と同じく、上記3の(3)の国鉄の分割・民営化に反対して行ったワッペン着用及び出勤即点呼闘争並びに同(13)の③の国鉄の分割・民営化に反対して行ったワッペン着用であった。

また、勤務態度に関して、厳重注意等を受けた理由についてみると、遮光カーテンの開放指示に従わなかったこと、出勤即点呼拒否をしたこと、あるいは会社の遮光カーテン開放の指示に従わなかったこと等であった。

ホ その後の人事異動等

- (イ) No. 1 X 13、No. 3 X 8 及びNo. 6 X 19に対する起こし番指示等

Y 2 区長は、昭和62年7月24日、No. 1 X 13に対し、また、同月29日No. 6 X 19に対し、季節的な業務の繁閑に対応するため、いわゆる助勤要員として三鷹ベンディングセンターで清涼飲料水を自動販売機に補充する業務に従事することを命じた。同年12月1日、同人らは同命令を解かれ、同区長から中原電車区における起こし番を指示された。また、同日、No. 3 X 8 も、同区長から起こし番を指示された。

起こし番の業務内容は、乗務員の寝具のカバー交換、詰所や便所の掃除、朝乗務員を起こすことが主なものであり、会社発足前の国鉄当時には主に臨時雇用員が行っていたものであった。

同人らは、本件再審査の第1回審問時の平成元年9月11日当時においても引き続き起こし番を指示されていた。

なお、No. 1 X 13及びNo. 3 X 8 は、電車運転士としてそれぞれ26年と14年の経験があった。また、No. 6 X 19は、国鉄当時の中央鉄道学園を卒業し、大学卒業程度の資格を取得して、昭和59年12月に電車運転士となり、同61年5月から約2か月間関東鉄道学園において運転第2科講師の兼務を命じられ、いわゆる広域異動者に対する電車運転士の教育を行った経験者であり、中原電車区の現場管理者も運転技術が優れていると認めていた。

- (ロ) No. 2 X 7、No. 8 X 24、No. 9 X 14及びNo. 11 X 21に対する人事異

動

a 会社は、同62年6月26日、No. 2 X 7を東京要員機動センター横浜支社営業主任兼務関連事業本部兼務川崎在勤として発令した。同人の具体的勤務先は川崎ベンディングサービスセンターであり、同センター所属の職員は助役4名を除き、23名全員が国労組合員であった。また、その業務内容は、駅自動販売機の缶コーヒー等の補充、売上金の回収等であった。

同年11月27日、会社は、同人を東京要員機動センター小田原支所営業主任兼務茅ヶ崎在勤として発令した。その後、同63年4月21日、会社は、同人を茅ヶ崎ベンディング事業所事業指導係主任として発令した。

b 会社は、同62年5月20日、No. 8 X 24を西日暮里駅兼務関連事業本部兼務西日暮里駅在勤として発令した。同人の具体的勤務先は、駅そば屋であり、業務内容は食器洗いの業務等であった。

同63年4月21日、会社は、同人を西日暮里駅営業指導係として発令し、引き続き駅そば屋に従事させている。

c 会社は、同62年6月26日、No. 9 X 14を東京要員機動センター営業指導係兼務関連事業本部兼務東京在勤として発令した。同人の業務内容は、駅自動販売機の缶コーヒー等の補充、売上金の回収等であった。

同63年4月23日、会社は、同人を東京第二ベンディング事業所事業指導係として発令した後、同年5月26日、中原電車区に転勤させた。そして、同人は同区区長から日勤勤務に指定されたが、本件初審結審後の平成元年5月1日から交番勤務に指定され、再審査結審時、中原電車区において運転本務に従事している。

d 会社は、昭和62年7月7日、No. 11 X 21を立川駅兼務関連事業本部兼務立川駅在勤として発令した。同人の具体的勤務先は、立川駅のスパゲッティ店であった。同63年4月21日、会社は、同人を立川駅営業指導係として発令し、引き続き同人をスパゲッティの販売に従事させている。

(ハ) No. 4 X 22、No. 5 X 18及びNo. 10 X 17に対する人事異動

a 会社は、同62年7月7日、No. 4 X 22を新宿駅営業指導係兼務新宿駅在勤として発令した。同人の業務内容は、駅ホーム担当としてオレンジカードの販売、電車の到着及び出発時の監視、案内放送、線路掃除等であった。

b 会社は、同日、No. 5 X 18を渋谷駅営業指導係兼務渋谷駅在勤として発令した。同人の業務内容は、駅ホーム担当であった。

c 会社は、同日、No. 10 X 17を府中本町駅営業指導係兼務府中本町駅在勤として発令した。同人の業務内容は、主として出改札業務であった。

(ニ) No. 7 X 20に対する出向発令等

会社は、同62年6月18日、No. 7 X 20を鉄道弘済会関東支部東京営業所へ出向期間2年間として出向発令した。同人の業務内容は、東京営業所管内のキヨスクの売店への商品の配送作業であった。

本件初審結審後、同人は出向を解かれ、中原電車区の運転本務に指定された。再審査結審時、中原電車区における運転本務に従事している。

(2) 検修職の特修班への指定等

イ 検修職の業務

検修業務には、電車の各機器の定期検査を担当する交番検査部門、電車の故障の原因糾明、修繕を担当する機動検査部門、電中の運転状況に応じた各装置の定期検査、消耗部品の取替えを担当する仕業派出検査部門及び車両の検査計画、運用計画、検査修繕の実施管理等を担当する技術管理室における業務（以下これらの業務を「検修本務」と総称する。）があり、この検修本務に従事する者を検修職と呼んでいた。

ロ 検修職の特修班への指定

(イ) 会社は中原電車区の検修本務関係職場においても、昭和62年4月1日以降、検修職の余剰人員対策のため、検修本務に加え新たに特修班を設けた。その具体的な業務内容は、下記ハのとおりであり、区長が業務内容を指示して行わせていた。また、これらへの指定は区長が、原則として毎月25日頃に翌月の勤務割表を掲示して、翌月1日から行っていた。No. 12 X 23からNo. 18 X 16までは、同年4月1日から特修班の業務に従事していた。この特修班への被指定者は、全員国労組合員であった。

中原電車区では、同年4月1日当時、73名の検修職がおり、その標準数は57名とされ、16名が余剰人員であった。

(ロ) 国労組合員らの特修班業務従事について、特修班に指定された者がY4検修助役との話合いの中で、検修本務と特修班への指定のあり方について問い質したところ、同助役は、「特修班は4月1日からのローテーションであり、1か月交替で何名かずつ入れ替えるよう努力したい。」旨回答した。同年5月1日、分会は同区区長に対し、Y4検修助役の回答を履行するよう求める申入書を提出したが、同区区長は受け取る必要はない等として回答しなかった。また、同月28日、No. 16 X 15が同様の質問をしたところ、Y4検修助役は、「胸のものを外したらすぐ戻す。」旨述べた。

なお、上記特修班被指定者らに対しては、上記2の(1)のとおり、同年3月16日以降、設立委員長名による同年4月1日付けでの会社の勤務箇所、職名等の通知がなされていた。その通知の内容は、国鉄当時の職名等を会社の職名等に読み替えたものであったが、い

れも「中原電車区車両技術係」であった。

ハ 特修班の業務内容等

特修班被指定者らがY2区長から指示された業務内容は、昭和62年4月1日から同年5月20日までの間は、車両無線の無線機本体から送受話機までの約1メートルのマイクコード延長のための取付け作業、車両ドア戸袋内補修等の作業であった。これらの作業は、中原電車区の車両192両のうち、64両を終了した時点で中止となり、同月21日以降は「クリーンアップ作業」として行われた車両戸袋内ガラス拭き、行先字幕の清掃等であった。

ニ 特修班被指定者及び国労脱退者で昭和62年4月1日に検修本務に指定された者の処分内容等

(イ) Y2区長が特修班に指定する者の人選に当たり、主として参考にしたとする処分内容（同60年3月以降）及び勤務態度（同58年以降）に関し、特修班被指定者の状況は次のとおりである。

まず処分の内容についてみると、最も多く処分を受けた者は、副会長のNo.15X9（減給1回、戒告4回、訓告1回）であり、最も処分が少ない者は、別紙目録記載14のX25（以下「No.14X25」という。）の戒告1回、訓告2回であった。一方、No.12X23は全く処分を受けていない。これらの処分の多くは、上記3の(3)の就業時間内の入浴禁止の指示に従わなかったこと及び出勤即点呼闘争並びに同(13)の②及び③の国鉄の分割・民営化反対のストライキ及びワッペン着用に関してなされたものであった。

また、勤務態度に関して嚴重注意等を受けた理由の主なものは、出勤点呼を拒否したこと、体操に参加しなかったこと等であった。

(ロ) 一方、上記と同様の時期に処分を受けたが、その後国労を脱退し、同62年4月1日に検修本務に指定された者が約10名存在する。

これらの者の処分の内容についてみると、2回ないし3回程度の戒告又は訓告処分であり、その理由は上記特修班被指定者と同じく就業時間内の入浴禁止の指示に従わなかったこと及び出勤即点呼闘争並びに上記3の(13)の②の国鉄の分割・民営化反対のストライキに関してなされたものであった。

ホ その後の人事異動等

(イ) 会社は、昭和62年5月20日、No.12X23を新宿駅兼務関連事業本部兼務新宿駅在勤として発令した。同人の業務内容は、新宿駅コーヒーショップ「アルプス」の営業であった。同63年4月21日、会社は、同人を新宿駅営業指導係として発令し、引き続き同人を「アルプス」の営業に従事させている。

(ロ) 会社は、昭和62年6月15日、No.15X9、No.16X15及びNo.18X16をそれぞれ新鶴見在勤として発令した。同人らの業務内容は、新鶴見操車場での貨車解体作業であった。同作業は清算事業団から委託

を受けたもので、貨車をガスバーナー等で溶断し、フォークリフトで運搬するという手順で行われていた。同年12月ころ、会社は、作業効率が悪いこと及び清算事業団の基盤整備事業の期日が迫っていたことを理由に、この作業を専門の解体業者に発注した。結局、同作業は解体業者と同人らが並行して行い、翌年3月31日に終了した。

貨車解体作業場における従業員は、現場作業員のNo. 15 X 9ら3名とそのほかの国労組合員6名の計9名及び下記(3)の事務係員のNo. 19 X 12並びに東鉄労所属の助役2名であった。

同63年4月1日、No. 15 X 9、No. 16 X 15及びNo. 18 X 16は、新鶴見在勤を解かれ中原電車区に復帰した後、Y2区長から再び特修班に指定され、同年5月25日から、下記7の(1)の口の屑物入れ組立作業を命じられた。

なお、本件初審結審後、No. 15 X 9は、中原電車区の検修関係業務の暖房強化工事を担当する暖房班に指定された後、同工事終了後その都度発生する不定期の仕事のためのプロジェクト班に指定された。また、本件初審結審後、No. 16 X 15及びNo. 18 X 16は、中原電車区の検修本務に指定され、再審査結審時、中原電車区において検修職本務に従事している。

(ハ) 会社は、同62年7月8日、No. 14 X 25を、同月16日、No. 13 X 10及びNo. 17 X 11を、それぞれ松戸電車区車輛技術係武蔵野在勤として発令した。同人らの業務は、上記同様の貨車解体作業であった。

なお、本件初審結審後、会社は、No. 14 X 25を武蔵小金井電車区に、No. 17 X 11を三鷹電車区にそれぞれ転勤させ、再審査結審時、検修職本務に就かせている。

(3) 事務係員に対する新鶴見在勤の発令等

イ 昭和62年5月26日、Y2区長は、No. 19 X 12を中原電車区の事務係員から、上記(2)のホの(ロ)の新鶴見操車場の貨車解体作業場における事務係員として新鶴見在勤の発令をした。同人は、同操車場内において、貨車解体作業に関する事務作業を行った。

中原電車区の事務係員である国労組合員は、同61年3月には11名であったが、同年9月には2名となり、本件発令時には、No. 19 X 12が事務係員中、唯一人の国労組合員であった。

中原電車区では、同年4月1日当時、12名の事務職員がおり、その標準数は8名とされ、4名が余剰人員であった。

ロ No. 19 X 12及び国労脱退者で中原電車区の事務係員とされた者の処分内容等

(イ) Y2区長がNo. 19 X 12の貨車解体作業場の事務係員としての人選に当たり、主として参考にしたとする処分内容(昭和60年3月以降)及び勤務態度(同58年以降)に関する状況は次のとおりである。

まず処分の内容についてみると、同人は訓告3回の処分を受けて

いる。そして、これらの処分は、それぞれ上記3の(3)の出勤即点呼闘争及び同(13)の③の国鉄の分割・民営化反対のワッペン着用に関してなされたものであった。

また、勤務態度不良とされた理由の主なものは、点呼を拒否したこと、上司の指示命令に従わなかったこと等であった。

(ロ) 一方、上記と同様の時期に処分を受けたが、その後国労を脱退し、No. 19 X 12が発令された以降も中原電車区の事務係員であった者が2名存在する。

これらの者の処分内容についてみると、それぞれ2回の訓告であり、その理由は上記3の(3)の出勤即点呼闘争及び同(13)の②の監理委員会答申に抗議して、国鉄の分割・民営化阻止を掲げて行ったストライキに関してなされたものであった。

ハ その後の人事異動

No. 19 X 12は、上記貨車解体作業の終了に伴い、昭和63年4月1日付けで新鶴見在勤を解かれ、中原電車区の事務係員に復帰した。しかし、会社は、同年4月11日、同人を新宿要員機動センター立川支所事務係兼務武蔵溝ノ口在勤として発令した後、同年4月21日、武蔵溝ノ口ペンディング事業所事務係員として発令した。

7 昭和63年以降の検修職等の特修班への指定等

(1) 昭和63年1月1日の指定等

イ Y 2 区長は、昭和63年1月1日に別紙目録記載20の X 26 (以下「No. 20 X 26」という。) から同27 X 27 (以下「No. 27 X 27」という。) までの各分会員に対し、検修本務から特修班への指定を行った。

これに対し、上記分会員らが検修担当助役等に人選理由の説明を求めたところ、同助役等は、「会社活性化のため」、あるいは「人事運用による」旨述べるだけであった。

中原電車区の現場管理者は、上記分会員中、特にNo. 20 X 26 (技術管理室技術主任)、No. 21 X 5 (交番検査の技術主任)、No. 22 X 6 及び別紙目録記載25の X 28 (以下「No. 25 X 28」という。) については、指導力があり、技術力を有する者と認めていた。また、同分会員らの検修職としての経験年数は、短い者で10年、長い者で約30年であった。

ロ 特修班の業務内容

上記イの特修班被指定者らが Y 2 区長から指定された業務内容は、昭和63年1月6日から同月23日までは電車入口上部の宣伝板アクリルカバーの取替えと車両ドア窓ガラスのゴム枠の取替作業、同月25日から31日までは広告枠取替作業、同年2月から同年4月までは車両ドアの戸袋内のドアレールの撤去作業、暖房・扇風機の回路の分離作業等で、これらの作業のうち、広告枠取替作業等は従来は外注の整備会社等が行っていたものであった。その後、同人らは、同年5月25日から屑物入れ組立作業を命じられた。この作業は、組立用屑箱の部品を組

み立てるというもので、底の部分と側面をボルトで接合し、箱状になったものに広告板をはめ込むという手順で行われた。

ハ その後の人事異動等

(イ) 会社は、昭和63年1月28日、No. 20 X 26を大宮工場車両技術係に転勤させ再審査結審時、同技術係の業務に就かせている。

(ロ) 本件初審結審後、No. 25 X 28は中原電車区の検修関係業務のうち列車自動停止制御装置の取付工事を担当するA T S - P 班に、別紙目録記載26の X 29 (以下「No. 26 X 29」という。) は中原電車区の検修関係業務のうち上記6の(2)のホの(ロ)の暖房班に指定された後、プロジェクト班に指定された。これらのうち、No. 25 X 28は再審査結審時、中原電車区においてA T S - P 班の業務に従事している。別紙目録記載23の X 30 (以下「No. 23 X 30」という。) は、中原電車区の検修本務に指定され、再審査結審時、中原電車区において検修本務に従事している。

(ハ) No. 27 X 27は、昭和63年5月2日に検修本務に指定され、同年8月15日国労を脱退した。本件再審査において、同人から、平成元年6月22日付けで原職復帰を求める組合員目録から同人を外してもらいたい旨の上申書の提出があり、また、再審査被申立人らは同年10月23日付けの最終準備書面において、原職復帰を求める組合員目録から同人を削除する旨述べている。

(2) 昭和63年3月13日以降の指定等

イ Y 2 区長は、昭和63年3月13日、別紙目録記載30の X 31 (以下「No. 30 X 31」という。) を、同年3月15日、同28の X 32 (以下「No. 28 X 32」という。) 及び同29の X 33 (以下「No. 29 X 33」という。) を、それぞれ検修本務から特修班に指定した。

同人らは、特修班に指定されるまで車両技術係として仕業検査業務に従事してきたが、同年2月下旬ころ東鉄労所属の運転士3名が運転士兼技術係として同業務の見習いに入ってきたため、これらの者に対する検修業務の教育を命じられて教育を行った後、特修班への指定を受けたものである。

ロ 昭和63年3月13日、Y 2 区長は、車両誘導係員であった別紙目録記載31の X 34 (以下「No. 31 X 34」という。) から同33の X 35 (以下「No. 33 X 35」という。) までを特修班に指定した。

同人らは、同62年2月以降車両誘導係の業務に従事していたが、それ以前は検修職であった。

なお、上記同63年1月1日、同年3月13日及び同月15日の特修班への被指定者は15名で、全動労の組合員1名を除き、全員が分会員であった。

ハ 特修班の業務内容

上記イ及びロの特修班被指定者らの業務内容は、作業場内の構の上

に平板を取り付ける作業、車庫内の通路の敷石を整備する作業、パンタグラフ点検の昇降台の絶縁カバーの取付作業、車両無線のビスの取替作業、B I コンデンサーの交換作業、車両側面にある高圧ローカルヒューズの取替作業、冷房スイッチの変換作業であった。これらの作業は、No. 28 X 32からNo. 33 X 35までが一体となって行った。このうち、No. 28 X 32、No. 31 X 34及び別紙目録記載32の X 36（以下「No. 32 X 36」という。）は、昭和63年5月25日から、上記(1)のロと同じ屑物入れ組立作業を命じられた。

ニ その後の人事異動

- (イ) 昭和63年5月2日、No. 29 X 33は、中原電車区の検修本務に指定された。また、同日、会社は、No. 33 X 35を大宮工場車両係に転勤させ、再審査結審時、車両係の業務に就かせている。
- (ロ) 本件初審結審後、No. 28 X 32、No. 30 X 31及びNo. 32 X 36は、中原電車区の検修本務に指定され、再審査結審時、中原電車区において検修本務に従事している。

8 会社における勤務成績評価の方法

昭和62年5月13日、会社は、社員の勤務成績評価のため、社員管理台帳を作成した。社員管理台帳の評価項目には、1. 業務評価として仕事の成果、創意工夫、指導育成、2. 意欲態度評価として規律性、積極性、協調性、責任感、3. 能力評価として知識、技能、判断力があり、各評価項目ごとに5段階の評価点があった。また、第1次評定者は現場の担当助役であり、第2次評定者が区長等となっていた。なお、本件再審査の審問においてY4 検修助役は、検修本務から特修班への指定を行うに当たり、社員管理台帳の第1次評定者として職員の勤務成績を評価したとしているが、評価項目ごとの評価基準はわからなかった等と証言した。

第2 当委員会の判断

会社は、①No. 1 X 13からNo. 33 X 35までの33名を運転士、検修職等の本務から外し、日勤勤務、特修班等への指定等を行ったこと、②No. 2 X 7、No. 4 X 22、No. 5 X 18、No. 8 X 24からNo. 14 X 25までと、No. 17 X 11、No. 19 X 12及びNo. 20 X 26に対し、中原電車区以外の職場への人事異動を行ったこと並びに③中原電車区の助役らの分会員らに対する言動が、いずれも不当労働行為に当たると判断した初審命令を不服として再審査を申し立て、次のとおり主張する。

- ① 会社発足当時の中原電車区においては、国鉄時代に行われた合理化や広域異動者の受入れ等に伴い、多くの余剰人員の積極的効率的運用が問題となり、運転士及び検修職の余剰人員については、それぞれ日勤勤務及び特修班に指定して日常処理すべき時間的余裕のない作業等を行わせることとし、具体的な業務としてクリーンアップ作業等の業務を行わせたのである。また、同電車区外で余剰人員を活用できる会社の態勢が整った後では、同人らの一部について、異職種又は同電車区以外のお他職場への人事異動発令

を行ったものであり、これら会社が行った昭和62年4月1日以降の担務指定等は、いずれも会社の責任において公正に行われたものである。

- ② 社員の配置等の人事運用は、事業遂行目的等に応じて行われたものであるが、当初担務指定等に当たっては、どの社員も従来慣れ親しんできた鉄道輸送業務に引き続き携わることを希望していたことから、技能や知識のみならず、職場における秩序維持や上司への対応等の勤務態度、勤労意欲等を総合勘案し、勤務成績の悪い者は原則として本務には就かせないという基準を重視しており、区長が行った当初担務指定等も、この勤務成績の基準に従ったものである。また、その後、技術力を要する工事を特修班に行わせることができる状況になった際には、勤務成績が良くリーダーシップの発揮を期待できる者又は勤務成績の平均的な者を特修班に配置しており、このような会社の対応は何ら不合理なものではない。
- ③ 上記の人選基準により、本務の従事者を選抜するとすれば、国鉄改革のための施策に協力し、新会社が発足してからは、国鉄分割・民営化の趣旨をよく理解し、新会社の諸施策にも積極的に協力していこうというまじめな社員の希望を優先させることは、当然の措置である。そして、新会社発足後も、依然として国鉄の分割・民営化に反対し、ことごとく職場の上司の指示、命令に反抗し、会社施策に対しても不協力の態度を堅持して、職場規律を乱すことを繰り返している結果、総合評価において勤務成績が劣位と評価された者が、本務にタッチできなくなったとしてもやむを得ないことであり、初審命令がこの人選基準を国労攻撃と結び付けているのは不当な判断である。
- ④ 組合員らに対する担務指定等については、業務内容が、国鉄時代の就業実態とは異なるものであったとしても、何らの経済的不利益がないし、初審命令が精神的苦痛を強調していることも、余剰人員を積極的に有効活用していこうとの方針に基づく会社の業務上の必要性を直視しない不当な判断というべきである。
- ⑤ 初審命令は、分会員に対する助役らの発言をとらえて、あたかも助役らが単に国労からの脱退を要求するが如く認定しているが、これは、各社員が民営企業として積極的に業務に取り組むべきこと、上司の指示命令に従わない執務態度は許されないこととの趣旨を説明した際の片言隻句を抽出したものであって不当な判断である。

よって、以下判断する。

1 本件における労使事情について

- (1) 前記第1の2認定のとおり、昭和57年7月30日の臨調による国鉄の分割・民営化等を内容とする答申、同58年6月10日の監理委員会の設置、同60年7月26日の監理委員会による国鉄の分割・民営化を内容とする最終答申の提出という経緯のなかで、国鉄は、同3認定のとおり、同60年9月までの8次にわたる総点検による職場規律の確立のための施策やいわゆる広域異動の実施等職員の有効活用のための施策を実施した。

一方、国労は、同3の(13)認定のとおり、一貫して国鉄の分割・民営化に反対の態度をとり、このための運動や広域異動等の国鉄改革に関する諸施策の実施等に抗議してワッペン着用闘争やストライキ等を行った。これに対し国鉄は、これらの闘争に参加した国労組合員を処分した。また、上記総点検の実施過程のなかで、同3の(3)認定のとおり、同58年初め頃、国鉄が就業時間終了30分前からの入浴を禁止する措置をとったことに対し、国労は数次にわたり時間内入浴闘争を行った。

なお、国労は、同3の(14)認定のとおり、同61年10月の国労の臨時大会においても引き続き国鉄分割・民営化反対の立場を維持することを決定した。

- (2) このような国鉄全体における動きは、国鉄当時の中原電車区においても同様であり、同6の(1)のイの(14)認定の昭和60年のダイヤ改正に伴う勤務体制の変更や同3の(8)認定の同61年の広域異動の受入れ等が行われた。そして、同6の(1)のニの(4)認定のとおり、分会は国鉄改革に関する諸施策の実施等に抗議して上記ワッペン着用闘争等を行ったが、これらの闘争等に参加した分会員の中にも、分会長はじめ多数の被処分者を出した。

また、同3の(3)認定のとおり、分会の時間内入浴闘争に関しては、現場管理者による風呂場の施錠等が行われ、分会員と現場管理者との間でにらみ合いや押し問答等の事態が発生し、分会員の中にも処分を受けた者がいた。

- (3) 以上のような国鉄当時の国鉄と国労、あるいは中原電車区における現場管理者と分会との対立した状況の中で、Y5次長は、同4の(1)認定のとおり、国鉄改革に協力的な姿勢をとる動労の会議の席上で、X4委員長に対する敵意を示し、あるいは国労に対する不当労働行為を示唆する発言を行っている。

一方、同2の(12)及び(13)認定のとおり、会社は、常勤役員のおおくに国鉄幹部であった者が就任して発足するとともに、中原電車区においては、国鉄当時から区長や助役の役職に就いていたY2区長やY3首席助役らが会社発足後も引き続き同種の役職に就いている。

そして、このような状況のなかでの会社幹部や中原電車区の現場管理者の国労や分会に対する発言をみると、同4の(2)認定のとおり、Y1常務は、会社発足直後の昭和62年6月に開催された会社の研修会において、新会社の諸施策に協力しない反対派を会社として排除する意思を表明しており、また、その2か月後の同年8月には、同4の(3)認定のとおり、Y6社長が、東鉄労の大会での挨拶で、国労を批判し、一企業一組合をめざすことを標榜する等労働組合の組織にも言及する儀礼的な挨拶の範囲を超えた発言を行っている。

また、中原電車区においては、同6の(1)のハ認定のとおり、Y2区長が同年4月6日以降、日勤勤務被指定者等に対してのみ行った個人面談の際、「新会社になって気持ちが変わったか」等と質問し、特にNo.4の

X22に対し、Y2 区長や同席していたY8 指導助役は、同人の国労からの脱退に期待感を込めた発言を行っている。

さらに、同4の(4)認定のとおり、上記Y6 社長の挨拶の3か月後の同年11月には、Y7 検修助役がNo. 21X5 に対して、同人の国労からの脱退に期待感を表明する発言を行い、Y3 主席助役も同人に対し、「国労の方針は時代遅れ」と述べるとともに、「会社に楯突く人は不要で除外される、・・・会社の方針はすべてである、将来の保証はない。」との発言を行っている。

- (4) 会社は、国労と国鉄あるいは分会と中原電車区の現場管理者との間に鋭い対立があった中で発足したが、会社幹部の多くは国鉄幹部であった者であり、また、中原電車区においても、国鉄当時の現場管理者であったY2 区長はじめとする助役らは、会社発足後もそのまま中原電車区の現場管理者として就任している。このような状況のなかで、会社幹部や中原電車区の現場管理者が上記のような一連の発言を行ったことを併せ考えると、会社は、発足後においても、国鉄当時におけると同様に、国労を嫌悪していたものと思料される。

2 日勤勤務指定、特修班指定等について

- (1) 日勤勤務の勤務指定及び昭和62年4月1日の特修班の担務指定並びにNo. 19X12の新鶴見在勤発令（以下「当初担務指定等」という。）の人選理由等については、現場長であるY2 区長は、この人選に当たっては、職員管理調書等の資料のうち、主として同60年以降の処分歴及び同58年以降の勤務態度を参考にして勤務成績を評価して行ったと述べている。

イ Y2 区長の言う勤務成績のうち処分歴等についてみると、被指定者の中には、同6の(1)のニの(イ)、同(2)のニの(イ)及び同(3)のロの(イ)認定のとおり、電車運転士のNo. 6 X19や検修職のNo. 12X23のように何らの処分も受けていない者や訓告1回から3回程度までの処分の者も含まれている一方、同6の(1)のニの(ロ)、同(2)のニの(ロ)及び同(3)のロの(ロ)認定のとおり、国労脱退者で、国労所属当時、ワッペン着用、出勤即点呼拒否、時間内入浴等を理由として上記分会員らのうち処分を受けた者らと同様の戒告や訓告処分をうけていながら本務に指定されている者が存在している。そして、No. 6 X19については、処分歴がないばかりか、同(1)のホの(イ)認定のとおり、関東鉄道学園において電車運転に関する講師を努め、しかも中原電車区の現場管理者からも運転技術が優れていると認められていた者であった。

ロ 勤務態度についてみると、Y2 区長は、同6の(1)のニの(イ)、同(2)のニの(イ)及び同(3)のロの(イ)認定のとおり、上記分会員らの勤務態度不良とされた各事象を挙げているが、これらの事象がいつ行われたものか、どのような状況のもとで行われたものか明らかでなく、また、それらの行為がどの程度勤務態度不良として低位に評価されるべきかの評価基準及び評価方法等についての疎明もない。

ハ 当初担務指定等の人選結果をみると、同6の(1)のロの(ロ)、同(2)のロの(イ)及び同(3)のイ認定のとおり、当初担務指定等を受けた者が全員国労組合員であり、同5認定のとおり、これら19名の被指定者には、分会員以下4名の分会三役を含めて、14名が分会又は同青年部の役員であり、分会の青年部の役員も合わせた執行部等の役員28名中の半数を占めるものであった。

なお、No. 19 X 12の新鶴見在勤発令が会社発足後の同62年5月26日の発令であるにもかかわらず、同人の人選に当たって、同区長が会社発足後からこの発令までの間の勤務成績をどのように考慮して人選したのかの疎明もない。

(2) 昭和63年1月1日以降の特修班への指定について、Y2区長は、No. 20 X 26からNo. 27 X 27までの各人については指導力、技術力等のある者であることを、No. 28 X 32、No. 29 X 33及びNo. 30 X 31については技術力のある者であることを、No. 31 X 34からNo. 33 X 35までの各人については勤務成績を考慮して勤務成績の悪い者であったことを、それぞれ人選理由として挙げている。

なるほど、同7の(1)のイ認定のとおり、中原電車区の現場管理者は、No. 20 X 26からNo. 27 X 27までの特修班への被指定者のうち、No. 20 X 26、No. 21 X 5、No. 22 X 6及びNo. 25 X 28については、指導力があり、技術力を有する者と認めており、検修職として経験豊かな者であったことが認められる。また、同7の(2)のイ認定のとおり、No. 28 X 32、No. 29 X 33及びNo. 30 X 31については、東鉄労所属の運転士3名の仕業検査見習者に対するの教育を命じられており、相当の技術力を持っていたものと思料される。

しかしながら、会社が技術力を要すると主張する業務は、同7の(1)のロ認定のとおりであるが、それらの作業のうち、広告枠取替作業等は従来は外注の整備会社等で行われていたものであり、しかも技術力等を有することを理由に特修班に指定された者も、同年5月25日以降は、他の特修班被指定者らとともに屑物入れ組立作業を命じられて従事している。会社は同人らの人選理由を技術力を有することとするにもかかわらず、このような業務に相当期間従事させていることについての理由を見いだし難い。

さらに、会社は、同63年以降は勤務成績が良くリーダーシップの発揮を期待できる者や勤務成績の平均的な者を選任して特修班に配置したと主張するが、そうであるならば、他組合の組合員も相当数人選されているのが自然であるところ、現実には特修班に指定された者は、同7の(2)のロ認定のとおり、全動労の一人を除き全員が国労組合員である。また、同4の(5)認定のとおり、同年1月1日の特修班指定は、Y7研修助役のNo. 22 X 6に対する分会からの脱退を示唆する発言とこれに対するNo. 22 X 6の「今さら組合は変わらない。」との返答の直後に行われている。こ

れらはいかにも不自然な人事である。

- (3) 以上のところから、当初担務指定等及び昭和63年1月1日以降の特修班への指定（以下「本件担務指定等」という。）に関する人選が、会社が主張するように、被指定者等の勤務成績を総合的に評価した結果であるとみることが疑わしく、むしろ、その理由の曖昧で疎明されない点が多いことや分会からの脱退示唆の発言等からすると、本件担務指定等は、国労を嫌悪する会社の意を体して、Y2区長が、中原電車区における余剰人員対策に乗じ、国労組合員である被指定者らを中原電車区における本務から外すために行ったものとみるのが相当である。

3 本件担務指定等の不利益性について

(1) 技能の低下による不利益について

イ 本件担務指定等の業務内容をみると、本件日勤勤務者は、同6の(1)のハ認定のとおり、指定当初は一か所に集められたうえで、電車運転業務等に関する諸規定の自習、資料の作成等の業務を行い、その後は、車両天井の清掃等のクリーンアップ作業等の業務を行っており、これらの業務は運転本務とは直接関係のないものであった。

ロ また、特修班被指定者は、同6の(2)のハ、同7の(1)のロ及び(2)のハ認定のとおり、マイクコード延長のための取付け作業、車両ドア窓ガラスのゴム枠の取替作業、作業場内の溝の上に平板を取り付ける作業、屑物入れ組立作業等の業務を行っており、これらの業務は、概ね検修職の専門的技術を必要とせず、したがって、同人らの職務上の能力・経験を活用し難く、かつ技術力の向上が期待しにくい単純な作業であったことが認められる。

ハ 以上のところから、高度な技術が要請され経験等が重要な電車運転士や検修職の職員が、このような本務外の業務に長期間従事することは、その職種に要する技能の維持、向上等の観点からみて不利益であると思料される。

(2) 精神的不利益について

会社も認めているように、本件担務指定等が行われた当時の職員間では、電車運転士は電車運転業務に、検修職は電車の検修業務にそれぞれ引き続き携わることが希望であったこと、また、同4の(5)認定のとおり、Y7検修助役のNo.22X6に対する発言の際の「来年から特修でいい」との発言の趣旨、さらに、本務外の業務に従事する者は勤務成績の悪い者をもって充てるとしている会社の主張等を併せ考えれば、会社幹部や中原電車区の現場管理者あるいは一般の職員の間では、日勤勤務や特修班につくことは不利益であるとの認識があったものと思料される。そして、日勤勤務や特修班等での業務が本来の業務とは異なる単純な作業であることなどを考慮すれば、これらの業務に指定された者は将来に対し不安を抱くとともに、勤務成績不良であるとの評価を受けることにより屈辱感を抱かされるものであったとみるのが相当である。

(3) 経済的不利益について

経済的な面についてみると、特修班等については被指定者らに特段の不利益は認められないが、日勤勤務については、同6の(1)のイの(㊦)認定のとおり、電車乗務員に支給される乗務員手当等が支給されないことによる経済的不利益があったことが認められる。

以上のとおりであるので、本件には、不利益がないとする会社の主張は採用できない。

4 分会員に対する助役らの言動について

Y7 検修助役、Y3 首席助役らの発言内容は、同4の(4)及び(5)認定のとおり、ボーナスを増額したことについて組合所属の異動の期待も入っているとし、また、国労に所属していると従来 of 検修職に就いていることはできなくなるというものであり、いずれも国労からの脱退を示唆しているものと認められる。特にY7 検修助役のNo.22X6 に対する発言が、Y2 区長が同7の(1)のイ認定のとおり昭和63年1月1日に国労から脱退しない同人らの特修班に指定した直前の時期に行われたことを併せ考えれば、このことは一層明らかである。

職員の勤務成績評価や特修班への指定の権限がもっぱら同区長に委ねられていたことからすれば、これら助役らの発言は、同区長の意を体して、分会所属の組合員に対し国労から脱退しない場合は担当業務を不利益に指定することがありうる旨を述べて、国労からの脱退を勧奨したものとわざるをえない。

5 不当労働行為の成否について

本件担務指定等の理由等については、同2及び同3認定のとおり、国鉄の分割・民営化を柱とする国鉄改革をめぐる動きの中で、当時の国鉄においては多くの余剰人員が発生していたこと、国鉄が余剰人員対策として職員の有効活用のための施策を行わなければならなかったこと、また、会社発足時においても、なお余剰人員が存在し、会社はその有効活用を図らねばならない状況にあったこと、そして、このことは中原電車区においても同様の状況にあったことは認められる。しかしながら、上記の各判断のとおり、会社は依然として国労を嫌悪しており、かつY2 区長をはじめ中原電車区の現場管理者の多くが国鉄当時から会社発足後も引き続き同区の現場管理者として従事し、これらの者にも国労嫌悪の情が認められること、しかも、本件担務指定等に関する人選の理由が曖昧であって合理的であるとは認められないこと、さらに、これらの指定等には上記判断のとおり、各種の不利益が認められることからすれば、会社が、国労組合員について、中原電車区における本務を外したのは、国労の組合員であることを理由とする不利益取扱いであると認められ、また、国労組合員に対する助役らの発言が国労からの脱退を勧奨したものであると認められることは、上記4判断のとおりであるから、これら会社の行為は国労所属の組合員であることを理由とする不利益取扱いであるとともに組合運営に対する支配介入で

あって、これを労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であるとした初審判断は相当である。

なお、再審査被申立人らは、起こし番指示、助勤及び中原電車区以外への配転命令についても救済を求めているが、上記の起こし番指示、助勤及び配転命令は、前記第1の6の(1)のホ、同6の(2)のホ、同6の(3)のハ及び同7の(1)のハ認定のとおり、当初担務指定等及び昭和63年1月1日の特修班への指定後、これらを前提として行われたものであるもので、これら指定につき、不当労働行為が成立する以上、上記の起こし番指示、助勤及び配転命令に関する申立てにつき、重ねて不当労働行為の成否を判断する必要はないと思料する。

6 本件救済方法について

別紙目録記載者のうち、同6の(1)のホ、同6の(2)のホ、同7の(1)のハ及び同7の(2)のニ認定のとおり、No. 7 X20、No. 9 X14、No. 16 X15、No. 18 X16、No. 23 X30、No. 25 X28、No. 28 X32、No. 29 X33、No. 30 X31及びNo. 32 X36の10名は、再審査結審時において、中原電車区で本務（運転士については交番勤務又は予備勤務、検修職については交番検査部門、機動検査部門、仕業派出検査部門又は技術管理室における業務をいう。）又は本務相当職（車両誘導係、ATS-P班等をいう。）に復帰していることが認められるので、これらの者については本務又は本務相当職への復帰を命ずる対象者から除外するものとする。

また、No. 27 X27は、同7の(1)のハの(ハ)認定のとおり、国労を脱退しており、組合は準備書面で原職復帰を求める組合員目録からX27を削除するとし、X27も同組合員目録から同人を外してもらいたい旨の上申書を提出しているので、同人については本務又は本務相当職への復帰を命ずる対象者から除外する。

よって、本件担務指定等に係る救済としては、会社が鉄道本来業務以外の関連事業を展開していること、鉄道本来業務だけでは標準数を上回る従業員がいること、既に本務又は本務相当職に復帰している者も相当数にのぼっていること等に鑑みると、上記の別紙目録記載の中原電車区における本務又は本務相当職に復帰した者及び国労脱退者を除く別紙目録記載の者について、これらの者を直ちに中原電車区における本務又は本務相当職に復帰させるよう命ずることは妥当でないので、会社に対して、定員の需給状況、各人の勤務状況、本人の意向等を考慮して、改めて公正に選考し、中原電車区における本務又は本務相当職に復帰すべきものと判定した者を、再審査被申立人らと復帰の具体的方法、時期等を協議の上、復帰させるよう命ずることが相当であり、本件の救済措置として会社に対してこのように命ずることは労働委員会の裁量の範囲に属するものと思料する。

なお、上記の選考の経過、判定の結果及び選考が公正に行われたことについて、それらに用いた資料を添えて当委員会に報告することを併せて会社に命ずることとする。

以上のとおりであるので、初審命令主文を主文のとおり変更するほかは、
本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規
定に基づき主文のとおり命令する。

平成8年10月2日

中央労働委員会
会長 萩澤清彦 ㊞

「別紙 略」